

## 電気式質量比較器の購入に係る一般競争入札公告

山梨県計量検定所が発注する電気式質量比較器等の購入に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和3年10月15日

山梨県総合県税事務所長 今井幸一

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 購入物品等の名称及び数量

電気式質量比較器 一式

#### (2) 納入場所

##### ① 恒温恒湿室用電気式質量比較器

山梨県笛吹市石和町広瀬785 東八代合同庁舎1階

山梨県計量検定所恒温恒湿室

##### ② 大型分銅校正室用電気式質量比較器

山梨県笛吹市石和町広瀬785 東八代合同庁舎1階

山梨県計量検定所大型分銅校正室

#### (3) 納入期限

令和4年2月28日(月)

#### (4) 購入物品の仕様等

入札説明書で定める内容であること。

### 2 事務を担当する所属

山梨県総合県税事務所 課税・管理部 総務管理課

〒406-0035 山梨県笛吹市石和町広瀬785

### 3 一般競争入札の参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

#### (1) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員である者(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く)

(2) この公告の日から落札者決定の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれていない者

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないもの
- (4) 山梨県内に本店を有する者
- (5) 山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。)第124条第2項の規定により作成した、山梨県物品等入札参加資格者名簿の登載者のうち認定種目が「理化学機器」の者（入札参加を希望する者で本件入札の公告時に物品等競争入札参加資格を得ていない者は、令和3年10月22日（金）までに出納局管理課に資格審査申請書を提出し審査を受けること。）
- (6) 過去2年間に、国及び地方自治体（公団等含む）と、物品調達に係る契約を2回以上にわたって締結し、これら全てを確実に履行していること。
- (7) 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、明らかにした者
- (8) 物品を納入した後、山梨県計量検定所長の求めに応じたアフターメンテナンスを行うことができることを、明らかにした者

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約条項を示す場所等

この公告の日から令和3年10月22日（金）までの日（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで、2に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

##### (2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和3年11月8日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、2の場所において交付する。

##### (3) 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

##### (4) 入札説明会について

実施しない。

##### (5) 入札及び開札の日時及び場所

①日時 令和3年11月26日（金）午前11時

②場所 山梨県笛吹市石和町広瀬785

東八代合同庁舎1階会議室

##### (6) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (7) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

①一般競争入札の参加資格のない者が入札したとき。

- ②この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- ③山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第108条の2の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
- ④入札書の金額、氏名、印鑑等の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- ⑤①から④までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

(8) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 その他

(1) 入札保証金

規則第108条の2第2号に基づき、免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 違約金の有無 有

(5) 前払金の有無 無

(6) その他

①落札者が契約締結までの間に、3に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

②詳細は、入札説明書による。

③問い合わせ先

山梨県総合県税事務所 課税・管理部 総務管理課

電 話 055-261-9111

FAX 055-261-9127

ファックスを送信した場合は、必ず電話連絡により到達確認をすること。